

参 考 資 料 編

1 第4次勧告（概要）	1
2 税財政論点整理素案	2
3 税財政論点整理素案【補足資料】	5
4 税財政に関するこれまでの委員会のアウトプット (第83回委員会)	10
5 道路・河川の移管に伴う財源等の取扱いに関する意見 (平成20年9月16日)	11
6 国直轄事業負担金に関する意見(平成21年4月24日)	13
7 地方税財政改革の推進に向けて(平成21年7月2日地方六団体)	15
8 猪瀬直樹委員提出資料(第86・81回委員会)	16
9 第1次分権改革からこれまでに至るまでの主な経緯 (第72回委員会)	20
10 地方税財政に関する関係資料	21

地方分権改革推進委員会第4次勧告（概要）

～自治財政権の強化による「地方政府」の実現へ～

平成21年11月

はじめに

- ・分権型社会にふさわしい「地方政府」には、自治財政権の確立、とりわけ地方税財源の充実確保が不可欠。このため、税源移譲、国庫補助負担金、地方交付税、地方債を一体的に検討するとともに、地域間の財政力格差を是正するための取組みが重要
- ・国と地方を通じた巨額の累積債務残高と社会保障支出の今後の増大とを見すえ、次世代に向けた持続的発展を確保するため、いずれ消費税と地方消費税の在り方を中心に、国税と地方税を通じた税制全般の抜本的な改革の実施が不可避

I 当面の課題

- ・現下の経済情勢及び新政権の政権公約等にかんがみ、特に重要な事項につき勧告

1 地方交付税の総額の確保及び法定率の引上げ

- ・大幅な税収減の中、地域間の財政力格差拡大につながらないよう交付税の総額確保に配慮すべき。その際、法定率の引上げも考慮すべき

2 直轄事業負担金制度の改革

- ・直轄事業の範囲限定、出先機関の縮減・廃止、直轄事業負担金制度の廃止、道路・河川の移管に伴う交付金創設、自治体との事前協議の仕組みの創設等について、ただちに工程表を作成し、速やかに取り組むべき

3 自治体への事務・権限の移譲と必要な財源等の確保

- ・地方自治体への事務権限の移譲に当たり、執行に要する経費全額を税財源移譲により確実に措置

4 国庫補助負担金の一括交付金化に関する留意点

- ・地方が必要な事業の執行に支障が生じないよう必要な総額を確保する必要。交付基準も十分な検討が必要
- ・義務付け・枠付け見直しの改革の趣旨に則し、国庫補助負担金制度を早急に見直すべき。施設・公物設置管理の基準に係る国庫補助負担金については、早急に交付基準を見直すべき

5 自動車関係諸税の暫定税率見直しに際しての留意点

- ・地球温暖化対策における我が国の役割・責任、近い将来想定される環境税の導入と環境問題に係る地方自治体の役割、国・地方双方の貴重な税収入の減少への対応、特に地方税源の確保方策などについて、十分に考慮する必要

6 国と地方の事実上の協議の早急な開始

- ・子ども手当の創設、高等学校等就学支援金の創設など地方自治体の行財政運営に大きな影響を与える可能性のある制度の創設や抜本的な見直しに、地方自治体の自主性・自立性が十分に確保されるよう万全な配慮を要請。できるだけ速やかに国と地方の事実上の協議を開始し、地方自治体の意見を聴取・反映してほしい

おわりに

- ・第4次勧告は、当委員会の最終勧告。今後、当委員会は、これまでの4次にわたる勧告に対応する政府の取組状況を監視し、必要があれば政府に意見を述べる役割に移行
- ・4次にわたる勧告で提言した事項を最大限尊重し、具体的な指針として速やかに地方分権改革推進計画を策定し、今後の改革の全体的な工程表を明らかにすることを政府に強く要請

※なお、交付税の法定率引上げ、国・地方の税源配分、地方共有税について意見が異なる委員一名から出された補足意見を勧告に添付している。

II 中長期の課題

- ・社会的・経済的に安定した時節の課題について、今から論議を深め、準備を整えることを強く期待

1 地方税制改革

(1)地方税の充実と望ましい地方税体系の構築

- ・地方の自己決定・自己責任には、地方税の充実が最も重要。応益性を有し、薄く広く負担を分かち合うもので、地域的な偏在性が少なく、収支が安定した税目が望ましい
- ・その際、①国と地方の税源配分5:5を当初目標、②地方消費税の充実が中心、③地方税充実の趣旨や必要性を自治体自ら住民に十分説明、④国・地方を通じた抜本的税制改革までの間にあっても上記の方向性に沿って検討

(2)課税自主権の拡充

- ・地方自治体は課税自主権の積極的な活用に努めるべき。そのためにも制度・運用の更なる見直しを進めるべき

2 国庫補助負担金の整理

- ・存在意義の薄れたものは即刻廃止。自治体の事務として同化・定着・定型化しているものや人件費補助は一般財源化する等、一括交付金を含めさらなる整理を進めるべき(金額ベースだけでなく、件数ベースの目標も設定)

3 地方交付税

- ・地方税の充実により、財政移転が果たす役割はおのずと縮小。しかしながら、偏在性の少ない税目でも、自治体間の財政力格差は拡大する方向であり、地方交付税の機能はより一層重要とならざるを得ない

(1)財政調整機能の充実

- ・国民への説明責任に配慮しつつ、地方六団体の「地方共有税」構想を土台にした制度改革を求める

(2)財源保障機能の再検討

- ・マクロの財源保障の役割は、地方税の充実に伴っておのずと縮小
- ・地方財政計画額と決算額との乖離の是正に取り組むべき

(3)地方自治体にとっての予見可能性・説明責任の向上

- ・普通交付税の透明性・予見可能性の向上を図るべき。可能な限り新型交付税の比重を高めるべき
- ・法定率引上げにより財源不足額の解消・総額の安定化を図り、自治体の予見可能性を高めるべき
- ・「国と地方の協議の場」での地方財政計画・地方交付税総額などの意見交換を早急に慣行化すべき
- ・特別交付税を説明責任の向上のため見直すべき

4 地方債

- ・起債自主権は歳入自主権の大きな柱。市場の信用に十分配慮しつつ、地方債発行に係る国の関与を見直すべき
- ・地方公共団体金融機関の充実、自治体が共同で債券を発行する仕組みの更なる活用が図られるべき
- ・元利償還に対する交付税措置の縮減を検討。ただし、財政力が弱い自治体の事業執行に配慮すべき

5 財政規律の確保

- ・透明性の向上と自己責任の拡大を図るため、自治体の財務会計制度改革の方向性を、政府は国民に提示すべき。地方議会のチェック機能や監査委員の機能充実、外部監査機能の積極的な活用を図ることが肝要

税財政論点整理素案**【総論事項】****1. 基本理念**

「中間的な取りまとめ」、「第一次勧告」、「第二次勧告」等で示した委員会としての根底的考え方を整理。

●地方分権改革に関する基本理念

- ①地方政府の確立・・・立法権と行政権を持った統治体としての完全自治体。
- ②完全自治体の確立・・・自治立法権・自治行政権・自治財政権を持つ自治体。
- ③自治財政権の確立・・・地方政府としての歳出自主権、歳入自主権（課税自主権、起債自主権）の担保。



自治財政権確立のための背骨・・・自治財政論、機能財政論。

【参考】

◎財政分権をめぐる視点は以下の三つに整理できる。

- (1) **自治財政論**・・・地方財政を中央の財政と区別された独自領域とし、中央の財政制度とは異なるあるいは中央の財政事情とは切り離した独自の地方財政の体系を求める論。ただし、独自性、切り離しの度合いには温度差があり、完全な分離論から融合論まで多様。
 - ・・・地域間経済力格差と財政調整機能を一体的に理解する傾向。
- (2) **国家財政論**・・・中央の財政体系の下に特殊な地方財政の領域が存在すると考え、中央の財政制度や財政事情の中に入れ込んだ地方財政の体系を求める。ナショナル・ミニマムの達成を柱とした福祉国家論を背景に展開されることが多い。
 - ・・・財政調整機能、財源保障機能をともに重視。
- (3) **機能財政論**・・・地方財政の機能を資源配分に特化し、市場メカニズム等を活用した財・サービスの効率的供給を重視する。ナショナル・ミニマムはすでに達成しているとの認識に立ち、地方自治体の自助努力を重視。

2. 基本理念を踏まえた上で四つの基本認識**①自治財政権が発揮される税財政構造の確立**

歳出自主権、歳入自主権（課税自主権、起債自主権）は、自治財政権の柱であることを明確化。その上で、受益と負担の明確化をはかり、地方自治体が自らの責任で効率的な自治体経営を自立的に行える税財政構造を構築する。そのため、地方税、国庫補助金、地方交付税、地方債の各制度を一体的に検討。

②抜本的税制改革の中での地方税比率の引上げ

国と地方の財政状況に留意しつつ、消費税（地方消費税）を含む抜本的税制改革の中で地方税比率を高める具体的方策を検討する。なお、国と地方の税源配分について地方から主張されている「5：5」を念頭におくことが現実的な選択肢となる。

・・・・「5：5」の運動論的意義を尊重しつつ、応益性の充実等の観点から、地方税比率を一定程度（例えば2分の1程度以上に）引き上げることも、上記①に掲げた税財政構造の実現につながるものと認識。

・・・・地方税比率： $\text{地方税} \div (\text{地方税} + \text{交付税} + \text{補助金等})$

③財政力格差是正を重視

地方税比率の引上げは、地方自治体間の財政力格差を拡大させることができない。このため、上記②と一体不可分の取組みとして、財政力格差を是正する方策を重視し検討する必要あり。

④国・地方の持続的発展

国・地方を通じた債務と社会保障支出の今後の増大を考えれば、現世代の必要性を満たすために、将来世代が自らの必要性を満たす能力を損なわないことが前提。

・・・・こうした前提に立ちつつ、上記②・③をともに実現するためには、消費税（地方消費税）増税を念頭に置いた中期プログラムの具体化と実行が重要であり、これを財政分権の確立に向けた現実的アプローチと認識（いわゆる「三すくみ」状態の克服）。

【各論事項】

3.地方税改革

(1) 地方税比率引上げ等税制改革

①地方税比率を引き上げる。なお、国と地方の税源配分について地方から主張されている「5：5」を念頭におくことが現実的な選択肢となると認識。

②抜本的税制改革議論における消費税増税等を前提として地方税比率引上げを含めた地方税の基本的枠組みを提示。

③地方税原則の明確化。

・・・・応益性、安定性、非移動性、非偏在性。

(2) 課税自主権の拡充（受益と負担の明確化）

①個別地方自治体の課税自主権の拡充、

・・・・「標準税率」、「超過課税」の在り方 等。

②地方自治体「総体」としての課税自主権

・・・・地方税の独立税化（特に、抜本的税制改革に伴う地方消費税の扱い）等。

(3) 役割分担の見直し（既往勧告事項）に見合う税源移譲

4.国庫補助金制度

(1)廃止を含めゼロベースでの見直し・・・【中間的な取りまとめ】

①消費税増税を前提に基本的方向性を提示

②義務付け・枠付け見直しに伴う補助金見直しのトリガーの提示

③直轄事業負担金の見直し・・・【意見書】

・・・負担金が交付税の算定に反映されていることも念頭に置きつつ、直轄事業そ

のものの在り方を含めた検討が必要。

(2)役割分担の見直し（既往勧告事項）に応じた補助金見直し・・【中間的な取りまとめ】

5.地方交付税改革

(1)交付税制度の意義

- ①財政調整機能と財源保障機能の関係。
- ②地方税比率の引上げが進めばマクロ的に国からの財政移転は縮小。
- ③財政力均衡化を目指す財政調整機能の多様化。

(2)財政調整機能の充実・・・・【中間的な取りまとめ】・【第一次勧告】

- ①財政調整機能の充実の重要性。
- ②地方自治体間水平的財政調整制度を検討。
- ③財政調整機能の強化に向けた調整財源の在り方
 - ・・・・地域偏在性

(3)財源保障機能の再検討

- ①財源保障機能の在り方
- ②マクロとミクロのかい離
 - ・・・・地方交付税法第1条、第7条
- ③義務的経費の範囲見直しと税源移譲

(4)地方自治体にとっての予見可能性・説明責任の向上

・・・・【中間的な取りまとめ】・【第一次勧告】

- 普通交付税算定基準の簡素化
 - a 新型交付税の充実
 - b.算定基準が毎年変わることを改め透明性を高める。等

6.地方債

(1)起債自主権の尊重

- ・・・・地方政府の自治財政権を課税自主権と共に支える重要な原則。

(2)地方政府の経営能力確立

地方債の自由化、債務調整導入の是非、債務処理の新たな方法の検討

・・・・【中間的な取りまとめ】・【第一次勧告】

- ①財政健全化法本格施行、第三セクター・公営企業等財政健全化等を踏まえた今後の方向性を提示。
- ②政策判断の適正性確保
起債償還に対する交付税措置の見直しの必要性等。

(3)自治財政権を有する地方政府に倣する財政規律の確保

・・・・【中間的な取りまとめ】・【第一次勧告】

- ①外部監査機能、監査委員機能の充実と公会計改革の必要性。
- ②地方財政対策の在り方。

税財政論点整理素案【補足資料】

【総論事項】

2. 基本理念を踏まえた上での四つの基本認識

論点1

②抜本的税制改革の中での地方税比率の引上げ

国と地方の財政状況に留意しつつ、消費税（地方消費税）を含む抜本的税制改革の中で地方税比率を高める具体的方策を検討する。なお、国と地方の税源配分について地方から主張されている「5：5」を念頭におくことが現実的な選択肢となる。

・・・・・「5：5」の運動論的意義を尊重しつつ、応益性の充実等の観点から、地方税比率を一定程度（例えば2分の1程度以上に）引き上げることも、上記①に掲げた税財政構造の実現につながるものと認識。

・・・・・地方税比率： 地方税 ÷ （地方税+交付税+補助金等）

＜検討の前提1－①＞…第1次勧告より

「国と地方の役割分担に見合った財政構造を構築し、地方の担う事務と責任に見合った地方税財源の充実確保をはかり、地方自治体が自らの責任で効率的な自治体経営を行うことができる基盤をつくるためには、地方税財源に占める地方税の割合を引き上げることが不可欠である。そのためには、国と地方の歳出比率が4：6であるのに対し税源配分が6：4であることや、国と地方が対等・協力の関係にあることを前提とすると、当面、国と地方の税源配分について、地方から主張されている5：5を念頭におくことが現実的な選択肢となる。」

＜検討の視点1－①＞

- ・第1次勧告では委員会の直接の目的とせず現実的な選択肢とするにとどまっている「国と地方の税源配分5：5」を第3次勧告では委員会の目的とするか。
 - ・第1次勧告で不可欠としている「地方税財源に占める地方税の割合」そのものについてどう取り扱うか。
- ※ 第1次勧告での「地方税比率」の文言の明確化が必要。「地方税財源に占める地方税の割合」と「国と地方の税源配分」の意味の両義あり。

＜検討の前提1－②＞…第1次勧告より

「地方税比率を高めていくための具体的な方策については、今後の税制抜本改革の議論を睨みつつ、地方税財政全体の改革議論のなかで検討していく。」

「地方分権改革では、国と地方の財政状況や抜本的な税制改革の動向にも留意しつつ、地方が自らの責任で効率的な自治体経営を行えるよう、国庫補助負担金、地方交付税、国税から地方税への税源移譲を含めた税源配分の見直しについて一體的に検討し、地方債を含め分権にかなった地方税財政制度の改革を進めていく必要がある。」

＜検討の視点1－②＞

- ・地方税財政の一体的改革の議論にあたっては、消費税、地方消費税を含む抜本的税制改革を前提とすることについて、どう考えるか。
- ・国の消費税と地方消費税の割合について逆転すべきとする指摘について、どう考えるか。
- ・消費税、地方消費税以外の税制、例えば地方消費税と地方法人税の税源交換、たばこ税と地方法人税の税源交換等の在り方について、どう考えるか。

- ・このほか、既往勧告事項（注）に応じた税源移譲等税財政上の措置のあり方については、どう考えるか。
(注) 重点行政分野の見直し、基礎自治体への権限移譲、出先機関の改革、義務付け・枠付けの見直し等。

【各論事項】

3.地方税改革

論点2

- (2) 課税自主権の拡充（受益と負担の明確化）
 - ①個別地方自治体の課税自主権の拡充、
 - ・・・「標準税率」、「超過課税」の在り方 等。

<検討の前提2>…第1次勧告より

「地方自治体の創意工夫による『課税自主権の拡充』は、地方財政の充実に加え、地域の多様化に合わせた自治体経営の自律的展開の視点からも不可欠な課題」

<検討の視点2>

- ・「標準税率」の制度上の位置付けや、「超過課税」の用語が、課税自主権の発揮を実質的に阻害しているとの指摘について、どう考えるか。
- ・特別の歳出に対する課税自主権、法定外税の充実、活用について、どう考えるか。

論点3

- ②地方自治体「総体」としての課税自主権
 - ・・・地方税の独立税化（特に、抜本的税制改革に伴う地方消費税の扱い）等。

<検討の前提3>…第1次勧告より

「地方税源の充実にあたっては、応益性を有し、薄く広く負担を分かち合うものであること、さらに、地域的な偏在性が少なく、税収が安定したものであることが望ましく、国と地方の税体系の観点から見直しを行う必要がある」

<検討の視点3>

- ・ 地方消費税を独立税化し、その充実を目指すことについて、どう考えるか。

4.国庫補助金制度

論点4

- (1)廃止を含めゼロベースでの見直し・・・【中間的な取りまとめ】
 - ②義務付け・枠付け見直しに伴う補助金見直しのトリガーの提示

<検討の視点4>

- ・ 義務付け・枠付けの見直しにより、関連する国庫補助負担金の交付対象、交付条件等に影響が生じる場合には、制度上、両者の整合性について検討すべきとの指摘について、どう考えるか。
(例) 法令上の施設基準を参照基準化しようとする場合の、その施設整備に対する国庫補助負担金のあり方。
※ 委員会における義務付け・枠付けの見直しが、関連する国庫補助負担金の見直し（廃止・縮減等）に直結するとの趣旨ではない。

論点5

③直轄事業負担金の見直し・・・【意見書】

・・・負担金が交付税の算定に反映されていることも念頭に置きつつ、直轄事業そのものの在り方を含めた検討が必要。

<検討の前提5-①>…国直轄事業負担金に関する意見より

「国の直轄事業の範囲を国が責任を負うべき最小限のものに限定し、直轄事業そのものを縮減することが、地方分権改革の本旨であり、負担金による地方の財政負担を縮小させることになると考
える」

<検討の視点5-①>

- ・直轄事業負担金の総額が縮小する場合、それに応じて直轄事業全体の事業量が縮減することについて、どう考えるか。

<検討の前提5-②>…国直轄事業負担金に関する意見より

「維持管理費に係る負担金については、廃止すべきである。維持管理費用は、維持管理に責任を負う者が負担することが原則でなければならない。」

「整備費に係る負担金については、国の直轄事業の範囲を国が責任を負うべき最小限のものにまず限定することを前提に、直轄事業における地方の受益と負担の観点及び節度ある直轄事業の採択・実施の観点も考慮し検討を行い、改革を進めるべきである。」

<検討の視点5-②>

- ・整備費に係る負担金の必要性の根拠及び「最小限」の具体的イメージについて、どう考えるか。

<検討の前提5-③>…道路・河川の移管に伴う財源等の取扱いに関する意見より

「道路・河川の移管を受けた地方自治体に必要な財源が確保されるよう、当面、今までの国直轄事業を国庫交付金事業として地方自治体が執行することとし、国直轄事業と同じ国費率（整備2／3、維持管理5.5／10）の「交付金」を創設する方向で検討すべきである」

<検討の視点5-③>

- ・直轄事業の地方移管と直轄事業負担金の見直しは、いずれも地方交付税による財源保障に関係することを踏まえ、これらを一体的に如何に考えるか。
 - *直轄事業の地方移管を行い、財源措置として新たな「交付金」を創設する場合には、地方の裏負担分について、地方交付税による財源保障が必要。
 - *直轄事業負担金の総額が見直しにより縮小する場合には、負担金の縮小分について、これまで行われていた地方交付税による財源保障も縮小。

5.地方交付税改革

論点6

(1)交付税制度の意義

②地方税比率の引上げが進めばマクロ的に国からの財政移転は縮小。

<検討の前提6>…第1次勧告より

「地方税の比率を高めていくのであれば、国からの財政移転が果たす役割はおのずと縮小せざるを得ない」

<検討の視点 6 >

- ・ 国からの財政移転（地方交付税・国庫補助負担金）のうち、国庫補助負担金については、社会保障等の義務的な負担金が大半以上を占めており、大幅な削減は困難と考える場合に地方税の比率を高めれば、地方交付税についても縮小せざるを得ないことについて、どう考えるか。
 - ・ 地方交付税の中期的総額安定を図るため、地方交付税の特例加算をやめ、法定率を引き上げることについて、どう考えるか。
- ※ 現在、「国と地方の税源配分」の比率と「国と地方の最終支出」の比率の差を、財政移転（地方交付税・国庫補助負担金）で埋めている。このため、「国と地方の税源配分」の比率を「国と地方の最終支出」の比率に近づければ、両者の差を埋めている地方交付税・国庫補助負担金は縮小。

論点 7

(2)財政調整機能の充実・・・・【中間的な取りまとめ】・【第1次勧告】

- ①財政調整機能の充実の重要性。
- ②地方自治体間水平的財政調整制度を検討。

<検討の前提 7 >…第1次勧告より

「地域間の財政力格差の縮小をはかる観点から、地方交付税の制度改革を含め財政調整のあり方にについても検討する必要」

<検討の視点 7 >

- ・ 税源の偏在性が小さく税収の安定的な地方財政を目指すとしても、地方税の比率を高めれば地方税収の格差拡大が残り、あるいは拡大する可能性がある。その場合、国からの財政移転の縮小から、地域間の財政力格差が拡大する。地方自治体間の水平的財政調整制度を含む、財政調整のあり方を検討することについて、どう考えるか。
- ・ 地方共同税の危険性と地方共有税の懸念について、どう考えるか。

論点 8

- ③財政調整機能の強化に向けた調整財源の在り方
 - ・・・・地域偏在性

<検討の視点 8 >

- ・ 財政調整機能の強化に向けた調整財源として、本来的に地域偏在性の大きい税目をあてるについて、どう考えるか。
- ・ 地方法人税と地方消費税の税源交換について、どう考えるか。（再掲載）

論点 9

- (3)財源保障機能の再検討
 - ①財源保障機能の在り方
 - ②マクロとミクロのかい離
 - ・・・・地方交付税法第1条、第7条
 - ③義務的経費の範囲見直しと税源移譲

<検討の視点 9 >

- ・ 地方財政計画に所要額が計上されているにも関わらず、実際は支出されない現状（計画と決算の乖離）について、どう考えるか。

- ・ 地方交付税による財源保障と財政調整の分離について、どう考えるか。

論点 10

(4)地方自治体にとっての予見可能性・説明責任の向上

・・・・【中間的な取りまとめ】・【第1次勧告】

○普通交付税算定基準の簡素化

a 新型交付税の充実

b.算定基準が毎年変わることを改め透明性を高める 等。

<検討の前提 10>…第1次勧告より

「地方交付税の算定を透明なものとし、地方自治体による予見可能性や国民への説明責任の向上をはかるための見直しを行うことが重要」

<検討の視点 10>

- ・ 地方交付税の算定を簡素化・透明化するため、
 - 新型交付税の充実
 - 每年度の単位費用の大幅な変動など、算定基準の頻繁な変更
 - 特別交付税のあり方
- 等について、どう考えるか。

6.地方債

論点 11

(2)地方政府の経営能力確立

地方債の自由化、債務調整導入の是非、債務処理の新たな方法の検討

①財政健全化法本格施行、第三セクター・公営企業等財政健全化
等を踏まえた今後の方向性を提示。

②政策判断の適正性確保
起債償還に対する交付税措置の見直しの必要性 等。

<検討の前提 11>…第1次勧告より

「国による事務等の義務付けの廃止、国庫補助負担金改革、国税から地方税への税源移譲、地方交付税、そして地方債など地方行財政全体について分権改革が今後進むなかで、地方債の自由化、債務調整の導入の是非、債務処理の新たな方法の導入についても検討」

<検討の視点 11>

- ・ 地方自治体の政策判断への影響や起債償還に対する交付税措置のあり方について、どう考えるか。

【全体】

論点 12

国と地方の協議の場について、どう考えるか。

税財政に関するこれまでの委員会のアウトプット（第1次勧告等）

①地方税	②地方交付税	③地方債	④国庫補助負担金等
<p>「地方分権改革では、国と地方の財政状況や抜本的な税制改革の動向にも留意しつつ、地方が自らの責任で効率的な自治体経営を行えるよう、国庫補助負担金、地方交付税、国税から地方税への税源移譲を含めた税源配分の見直しについて一體的に検討し、地方債を含め分権にかなった地方税財政制度の改革を進めていく必要がある。」（「中間的な取りまとめ」も同内容）</p> <p>「自治財政権の確立を目指し、今後、当委員会は第3次勧告に向け、第1次勧告の「おわりに」で述べた基本的な視点に立って、地方自治体が自らの責任で効率的な自治体経営を行えるよう、分権型社会にふさわしい税財政構造の構築について調査審議を進める。国と地方の財政状況や抜本的な税制改革の動向にも留意しつつ、国庫補助負担金、地方交付税、国税から地方税への税源移譲を含めた税源配分の見直し、さらには地方債まで含め、一體的に検討する。あわせて、地方自治体間の財政力格差を是正する方策について検討し、その格差の縮小を目指すこととしたい。」（第2次勧告）</p> <p>〔「中間的な取りまとめ」の記述〕</p> <p>「国と地方の役割分担を徹底して見直し、権限移譲をさらに進めていく際に、受益と負担の明確化や課税自主権の拡大という観点も踏まえ、地方の担う事務と責任に見合った地方税財源の充実確保をはかることが必要である。」</p>			
<p>「国と地方の役割分担を徹底して見直し、権限移譲をさらに進めていく際に、受益と負担の明確化をはかることが重要である。</p> <p>特に、地方自治体の創意工夫による「課税自主権の拡充」は、地方財政の充実に加え、地域の多様化に合わせた自治体経営の自律的展開の視点からも不可欠な課題である。</p> <p>それにしても、国と地方の役割分担に見合った財政構造を構築し、地方の担う事務と責任に見合った地方税財源の充実確保をはかり、地方自治体が自らの責任で効率的な自治体経営を行うことができる基盤をつくるためには、地方税財源に占める地方税の割合を引き上げることが不可欠である。そのためには、国と地方の歳出比率が4：6であるのに対し税源配分が6：4であることや、国と地方が対等・協力の関係にあることを前提とすると、当面、国と地方の税源配分について、地方から主張されている5：5を念頭におくことが現実的な選択肢となる。地方税比率を高めていくための具体的な方策については、今後の税制抜本改革の議論を睨みつつ、地方税財政全体の改革議論のなかで検討していく。」</p> <p>「地方税源の充実にあたっては、応益性を有し、薄く広く負担を分かち合うものであること、さらに、地域的な偏在性が少なく、税収が安定したものであることが望ましく、国と地方の税体系の観点から見直しを行う必要がある。」（「中間的な取りまとめ」も同内容）</p> <p>〔「中間的な取りまとめ」の記述〕</p> <p>「地方の役割分担に見合った税財政構造を構築し、地方自治体が自立的に運営できる基盤づくりが必要である。地方が自らの責任で効率的な自治体経営を行うため、地方税財源に占める地方税の割合を引き上げることが不可欠である。そのためには、国と地方の歳出比率が4：6であるのに対し税源配分が6：4であることや、国と地方が対等・協力の関係にあることを前提とすると、当面、国と地方の税源配分について、地方から主張されている5：5を念頭におくことが現実的な選択肢となる。地方税比率を高めていくための具体的な方策については、今後の地方税財政全体の改革議論のなかで検討していく。」</p>			
<p>「どの地域に暮らしていても勇気と希望がもたらされる豊かな自治が実現される仕組みを構築し、地域の活性化を力強く推し進めるためには、地域間の財政力格差を早急に是正する必要がある。</p> <p>地方分権改革を進め、上で指摘したように地方税の比率を高めていくのであれば、国からの財政移転が果たす役割はおのずと縮小せざるを得ない。その際、地域間の財政力格差の縮小をはかる観点から、地方交付税の制度改革を含め財政調整のあり方についても検討する必要がある。また、地方交付税の算定を透明なものとし、地方自治体による予見可能性や国民への説明責任の向上をはかるための見直しを行なうことが重要である。</p> <p>今後の地方分権改革における国庫補助負担金、地方交付税、国税から地方税への税源移譲を含めた税源配分の一体的な改革と税源の偏在是正とは、一体不可分のものとして行なう必要がある。」</p> <p>（「中間的な取りまとめ」も同内容）</p>			
<p>「地方税財源の充実とともに、地方自治体が自らの権限と責任で規律をもった財政運営を行なうことが必要である。自治財政権を有する自立した「地方政府」たらんとするには、自らの財政規律の確保をはかるための仕組みを構築し、自らの財政運営の透明性と説明責任の徹底を果たす必要がある。</p> <p>受益と負担の関係の明確化などによりコスト意識を徹底し、地方自治体自身が経営のスリム化・効率化を進め、主権者・納税者である国民・住民の立場に立った地方自治体となることが財政規律を高め、地方分権改革への国民全体の支持を高めるものとなる。その際、地方議会においても財政へのチェック機能を充実するとともに、監査委員の機能の充実、外部監査機能の積極的な活用をはかる必要がある。</p> <p>地方自治体に対する債務調整、債務処理の新たな方法の導入は、地方行政財政制度の抜本的改革が進展した場合における地方財政規律の強化に向けた選択肢の一つとして位置付けられてきた。そのため、国による事務等の義務付けの廃止、国庫補助負担金改革、国税から地方税への税源移譲、地方交付税、そして地方債など地方行政財政全体について分権改革が今後進むなかで、地方債の自由化、債務調整の導入の是非、債務処理の新たな方法の導入についても検討すべきである。」</p> <p>（「中間的な取りまとめ」も同内容）</p> <p>〔「中間的な取りまとめ」の記述〕</p> <p>「地方自治体の公会計の改革を進めると同時に、本年6月に成立した「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に定められた新たな財政指標と外部評価等の仕組み、第三セクターに係る損失補償について財政規律の確保をはかるための仕組みなどを踏まえ、自らの財政運営の透明性と説明責任の徹底を果たす必要がある。」</p>			
<p>〔「中間的な取りまとめ」の記述〕</p> <p>「国庫補助負担金改革における国庫補助負担金改革については、社会保障関係や義務教育費国庫負担金のように、給付やサービスの水準が国によって定められ地方自治体の裁量性が低い国庫補助負担金が大半を占めていた。こうした国庫補助負担金の補助率の引下げ、交付金化の不徹底などにより、必ずしも地方自治体の裁量性を高める結果にならないとする指摘もある。国庫補助負担金については、地方自治体の自主的な行財政運営を阻害しがちであり、財政資金の非効率な使用を招きやすいことから廃止を含めたゼロベースでの見直しが必要である。</p> <p>国庫補助負担金の相当部分が社会保障など義務的な性格のものとなっており、制度の見直しによって徹底した効率化をはかるとともに、それぞれの分野ごとに国・地方の役割分担を徹底して見直す必要がある。」</p> <p>「特別会計の統合については、地方分権改革推進の観点から、社会資本の継続性、国と地方との二重行政がもたらす弊害の除去への取組みが必要である。」</p> <p>「社会資本整備に関する国と地方の役割分担の見直しを行い、国庫補助事業についての対象事業の限定や直轄事業負担金の廃止・縮減等について地方の自主性・裁量性を拡大する方向で検討すべきである。」</p>			
<p>（備考） 特記のないもの：「第1次勧告」（平成20年5月28日）…「おわりに」より 「第2次勧告」（平成20年12月8日）…「おわりに」より 「中間的な取りまとめ」（平成19年11月16日）…「5 税財政」より</p>			

道路・河川の移管に伴う財源等の取扱いに関する意見

平成 20 年 9 月 16 日
地方分権改革推進委員会

地方分権改革推進委員会は、本年 5 月 28 日に第 1 次勧告を行い、直轄国道及び一級河川の直轄区間の都道府県への移管について提言した。これを受け、6 月 20 日には、政府の地方分権改革推進本部で「地方分権改革推進要綱（第 1 次）」が決定され、移管は政府方針となった。個別の移管対象道路・河川については、「地方自治体との調整を行った上で、第 2 次勧告までに具体案を得る」（第 1 次勧告。推進要綱も同旨）こととされている。

現在、これに向けて、国土交通省と全国知事会との間で道路・河川の権限移譲に関する意見交換が行われており、この中で、全国知事会は、政府に対し、道路・河川の権限移譲を行う際に必要となる財源・人員等の確保について、早急に具体的な措置を示すよう求めている。

当委員会は、国土交通省と全国知事会とのこうした意見交換が円滑に進むよう、道路・河川の移管に伴う財源等の取扱いに関して、地方分権改革推進法第 10 条第 2 項に基づき、内閣総理大臣に対して次の意見を述べる。

政府においては、この意見を尊重し、適切に対処されるよう要請する。また、これを踏まえ、関係地方自治体には、道路・河川の移管に向けて積極的な姿勢を示すことを期待する。

1 基本的な考え方

地方自治体に事務・権限を移譲するにあたっては、それに見合う財源や人員を移すことが基本である。国が管理する道路・河川の地方への移管に伴い地方自治体に移る事務・権限に係る経費については、その全額を当該地方自治体の財源として移譲することを原則とする。

道路・河川の地方への移管にあたっては、一般国道又は一級河川の位置付けを変えずに移管し、地方移管に伴い管理の水準を落とすべきではない。国の管理から地方自治体の管理に移行しても、道路・河川の現況や利用状態に変化はなく、整備・維持管理に要する事業費は直ちに変わるものではない。

政府は、移管を受ける地方自治体ごとに、必要となる経費の額が適確に措置されるようにすべきである。なお、国及び地方を通じた行政の簡素効率化を推進することは当然であり、財源の移譲を受けた地方自治体は、その効率的な執行に努める必要がある。

2 措置の内容

地方分権の観点からは、地方自治体への財政上の措置は、最終的に税源移譲と地方交付税によることが基本であると考える。しかしながら、今回の道路・河川の個別具体的な移管を積極的に推進するとともに、道路・河川の移管によって国から地方への財政負担の転嫁が生じるのではないかという地方側の懸念を払拭することが重要である。

このため、道路・河川の移管を受けた地方自治体に必要な財源が確保されるよう、当面、今までの国直轄事業を国庫交付金事業として地方自治体が執行することとし、国直轄事業と同じ国費率（整備 2／3、維持管理 5. 5／10）の「交付金」を創設する方向で検討すべきである。その際、関係地方自治体の意見を聞きつつ、適切な方法を検討すべきである。

また、道路・河川の移管に伴う人員の確保については、事業費の議論と区別し、必要な人員のみの移行を図るべきである。なお、人員の移行等にあたっては、その円滑な実施をはかるため必要となる制度的措置（退職金の負担、身分取扱い、給与を含む処遇上の取扱い等）について、関係地方自治体の意見を聞きつつ、十分な検討が行われるべきである。

国直轄事業負担金に関する意見

平成 21 年 4 月 24 日
地方分権改革推進委員会

国直轄事業負担金（以下「負担金」という。）については、当委員会として「中間的な取りまとめ」（平成 19 年 11 月 16 日）等で廃止・縮減等の抜本的見直しが必要との認識を示し、本年 3 月以降 3 回にわたり、都道府県知事など地方関係者と関係府省からのヒアリングを精力的に実施してきた。この間、国及び地方の財政が厳しさを増すなか、負担金のあり方をめぐる議論が地方側からも提示された。また、4 月 8 日には、全国知事会と国土交通省等関係府省との間の意見交換会も開始されている。さらに、今般の追加経済対策において、地域活性化に効果の高い公共事業が盛り込まれるとともに、地方負担を軽減するための時限措置が検討されている。

こうした経緯を踏まえ、当委員会としての負担金に関する基本的な考え方を、以下のとおり緊急に取りまとめることとした。6 月の地方議会の前にも、地方に対して負担金に係る詳細な情報提供を行えるよう、関係府省において直ちに改善に向けた取組みを行うことを要請する。当委員会としては、今後、負担金をめぐる国及び地方の取組状況を注視していくとともに、この意見を踏まえ今後の勧告に向け、分権型社会にふさわしい税財政構造の制度的構築について審議を進める。

（直轄事業の縮減）

住民に身近な行政は地方にゆだねるという国と地方の役割分担の基本に沿って、道路・河川等の直轄事業の地方自治体への移管を、当委員会として既に勧告しているところである。国の直轄事業の範囲を国が責任を負うべき最小限のものに限定し、直轄事業そのものを縮減することが、地方分権改革の本旨であり、負担金による地方の財政負担を縮小させることになると考える。あわせて直轄事業の縮減に伴い、関係する国の出先機関の縮減・廃止を行うべきである。

関係府省及び地方自治体の双方が、直轄事業の地方自治体への移管について、委員会の勧告に沿って積極的に検討を進め、早急に具体的な結論を得ることを強く要請する。

（透明性の確保・充実）

今般の負担金をめぐる議論については、国から地方自治体に対する情報提供が極めて不十分であったことが、地方関係者の不信感につながった面は否めない。地域住民に対する説明責任を負う地方自治体に対し、国が負担金の支出を求めるにあたり、透明性の高い情報提供を行うのは当然のことである。当委員会においても「第 2 次勧告」（平成 20 年 12 月 8 日）で国の出先機関が行う直轄事業の実施について、国民や地域住民の目から見て事業実施の適正性や透明性を確保する仕組みを拡充すべきとの認識を示したところである。

以上の点を踏まえ、関係府省において、

- ① 負担金の経費内訳とその積算根拠の地方自治体への情報開示を徹底すること、
 - ② 直轄事業の実施・変更にあたり、事業内容や事業費を含めて地方自治体と事前に協議する仕組みを設けること、
- 等の具体的措置を含め、直ちに改善に向けた取組みを行うよう要請する。

(負担金のあり方の見直し)

維持管理費に係る負担金については、廃止すべきである。維持管理費用は、維持管理に責任を負う者が負担することが原則でなければならない。

整備費に係る負担金については、国の直轄事業の範囲を国が責任を負うべき最小限のものにまず限定することを前提に、直轄事業における地方の受益と負担の観点及び節度ある直轄事業の採択・実施の観点も考慮し検討を行い、改革を進めるべきである。

負担金の見直しにあたっては、その対象範囲を含め、引き続き、全国知事会等と国土交通省等関係府省との意見交換など、国と地方が対等の立場に立って真摯に定期的に協議を行うべきである。

あわせて、都道府県が市町村に求める同種の負担金についても、情報提供や負担のあり方をめぐって同じ問題がある。「第1次勧告」（平成20年5月28日）等で示した「基礎自治体優先の原則」にも留意しつつ、本意見の趣旨に沿って、都道府県と市町村の間において、緊密な協議が行われることを通じ、適切に対応されることを求めたい。

地方税財政改革の推進に向けて

一昨日、政府の地方分権改革推進委員会において、第3次勧告の柱となる地方税財政改革に向けた論点整理素案が示された。地方分権改革推進委員会におかれでは、平成19年4月の発足以来、精力的に論議を積み重ねてこられたことに敬意を表するものである。

地方分権改革の一層の推進のため、税財政改革が不可欠であることは論をまたない。しかしながら、一昨日示された素案には、素案段階とはいえ、いくつかの根本的な疑念があり、国・地方が手を携えて住民サービスの一層の向上に取り組んでいくためにも、今後の論議において、下記の点に十分配意することを強く求めるものである。

地方六団体としても、地方分権改革の具体化に向け、全力で取り組む所存である。

記

- 1 国税と地方税の税源配分については、国と地方の最終支出の比率に税源の配分を近づけるよう、まずは5：5とすべきである。これは、地方税財源の充実強化により地方分権を進めることを目指すものである。

今回の素案で示された「地方税比率」の引上げという提案では、仮に地方交付税と補助金等を単純に減らせばそれだけで引上げが実現することとなり、これでは、地方分権の実をあげることができない。このような概念を採用することは不適当である。

重要なことは、地方交付税の復元・増額を含め、地方自治体が担う住民に身近な行政サービスに応じた安定的な税財源を保障することであり、必要な一般財源総額の確保を明確にすべきである。

- 2 地方自治体が実施している事務について、義務付け・枠付けを見直しても、その事務自体は引き続き行わなければならない場合、財源保障の必要範囲に変わりはない。したがって、地方交付税の財源保障機能は、その財源調整機能と同様、引き続き重要である。
- 3 地方税財政改革は、地方自治体の行政の現場に直結する課題であり、当事者である地方自治体の意見を十分に聞いて検討を進めるべきである。

平成21年7月2日

地方六団体

全国知事会会長	麻 生 渡
全国都道府県議会議長会会長	大野 忠右工門
全国市長会会長	森 民夫
全国市議会議長会会長	五 本 幸正
全国町村会会长	山 本 文男
全国町村議会議長会会长職務執行者 副会長	小 川 勇

直轄事業負担金について

1. 基本的考え方

- 直轄事業負担金については、維持管理に係る負担金と整備（建設）に係る負担金を明確に区分する必要がある。
- 維持管理に係る費用は、管理主体である国が全額負担すべきである。
- 整備（建設）に係る費用は、地方が直接便益を受けるものについては、適正な額を確認のうえ、地方が負担する。
- 整備（建設）に係る費用のうち業務取扱費については、上限額（率）を明確にする。

2. 業務取扱費の対象範囲

- 整備（建設）に係る費用であっても、本来、雇主が負担すべき費用や補助事業との不均衡がある費用については、国が負担すべきである。

例えば、業務取扱費のうち

退職手当：長期勤続に対する功労報償を基本的性質とする退職金については国が全額負担すべきである。(20年度都負担額 1億2300万円)

国家公務員共済組合負担金：国家公務員の福利厚生、相互共済を目的とする国家公務員共済組合負担金の負担金は、国が全額負担すべきである。
(20年度都負担額 3億6500万円)

公務災害補償費：国の事業により生じた公務災害の補償費は、当該事業に従事した国家公務員の雇用主であり、補償義務のある国が全額負担すべきである。 (20年度都負担額 400万円)

営繕宿舎費：国家公務員の福利厚生施設として建てられる職員住宅（宿舎）については、国が全額負担すべきである。
(20年度都負担額 1億2800万円)

3. 業務取扱費の規模

○国の直轄事業における「業務取扱費」については、地方の補助事業における「事務費」に対応して適切な規模にすべきである。

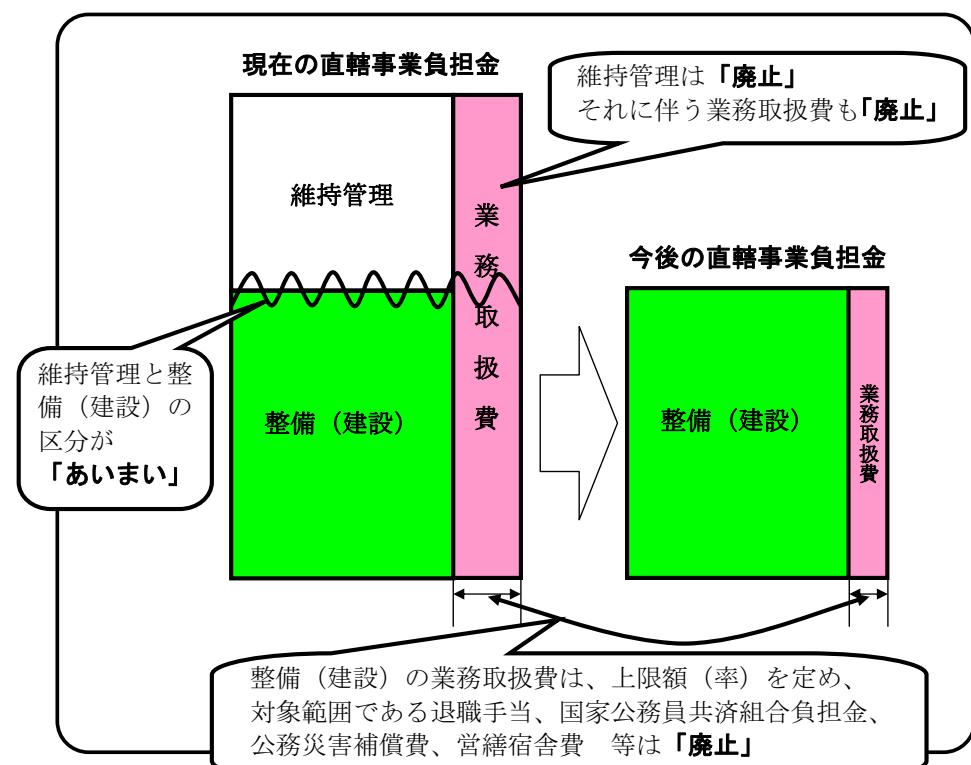
補助事業の場合、事業費が30億円を超えると事務費が0.5%と上限が定められているが、直轄事業では最大15.7%と極めて高いものとなっている。

(単位:百万円、%)

	20年度事業費									参考 (補助事業 の場合の 事務比率)
	国 負担額 A	東京都 負担額 B	計 C	国 負担額 D	構成率 D/A (%)	東京都 負担額 E	構成率 E/B (%)	計 F	構成率 F/C (%)	
河川関係	18,250	9,719	27,969	1,597	8.8	884	9.1	2,481	8.9	補助事業における事務費は、事業費ごとに7.0%～0.5%に比率が区分され、
道路関係	41,652	24,814	66,466	2,374	5.7	1,521	6.1	3,895	5.9	事務費 事業比率 10～20億円 2.0% 20～30億円 1.0% 30億円超 0.5%
公園関係	1,593	796	2,389	30	1.9	15	1.9	46	1.9	とされている。
港湾関係	13,121	6,759	19,880	400	3.0	223	3.3	622	3.1	
水資源機構	2,253	1,124	3,377	338	15.0	191	17.0	529	15.7	
合計	76,870	43,211	120,081	4,739	6.2	2,834	6.6	7,573	6.3	

※表示単位未満を四捨五入し端数調整をしていないため、合計等と一致しない場合がある。

4. 今後の直轄事業負担金のイメージ



直轄事業負担金について

1. 直轄事業負担金の規定

直轄事業負担金は、個別法に規定されており、その具体的な範囲については、これらの規定に則って、別表に掲げる事業の実施に要する費用を対象として負担をお願いしている。

2. 直轄事業負担金の内容

直轄負担金の対象としている直轄事業を実施するために必要な費用の内容は以下のとおり。

【工事費関係、業務取扱費関係の内容】

費用	内 容
工事費関係	工事費、測量設計費、用地費及補償費、船舶及機械器具費、附帯工事費、事業委託費、事業車両費
業務取扱費 関係	職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、常勤職員給与、非常勤職員手当、短時間勤務職員給与、公務災害補償費、 <u>退職手当</u> 、児童手当、諸謝金、職員旅費、日額旅費、庁費、情報処理業務庁費、車両費、広報費、電子計算機借料、用地処理事務費、工事雜費、自動車重量税、用地事務委託費、 <u>共済組合負担金</u> 、国有財産所在市町村交付金、營繕宿舎費

(注1) 工事費関係

○船舶及機械器具費

工事、測量設計に直接必要な船舶、機械、器具の購入や賃借、保守点検などに必要な経費。

■ 国道(20号・246号)と都道(主312号)の維持管理費比較

○ 路面清掃

管理者	路線名	区間	延長	幅員	工種	H19 実施延べ延長	H19 事業費	管理延長あたりの事業費
国	国道20号	千代田区霞が関～世田谷区給田	16.6km	22～70m	路肩側 中央分離帯 側道 歩道搔出	一括契約 国道20号 3, 312km 国道246号 3, 327km		
	国道246号	千代田区永田町～世田谷区玉川	14.7km	24～70m				
	計		31.3km			6, 639km	79, 692, 295 円	2, 546, 080 円/km
都	主312号(目黒通り)	目黒区下目黒～世田谷区玉堤	9.2km	18～31m	通常清掃 年末清掃 落葉対策	契約① 1, 197km	9, 936, 610 円	
						契約② 1, 370km	11, 321, 060 円	
	計		9.2km			2, 567km	21, 257, 670 円	2, 310, 616 円/km

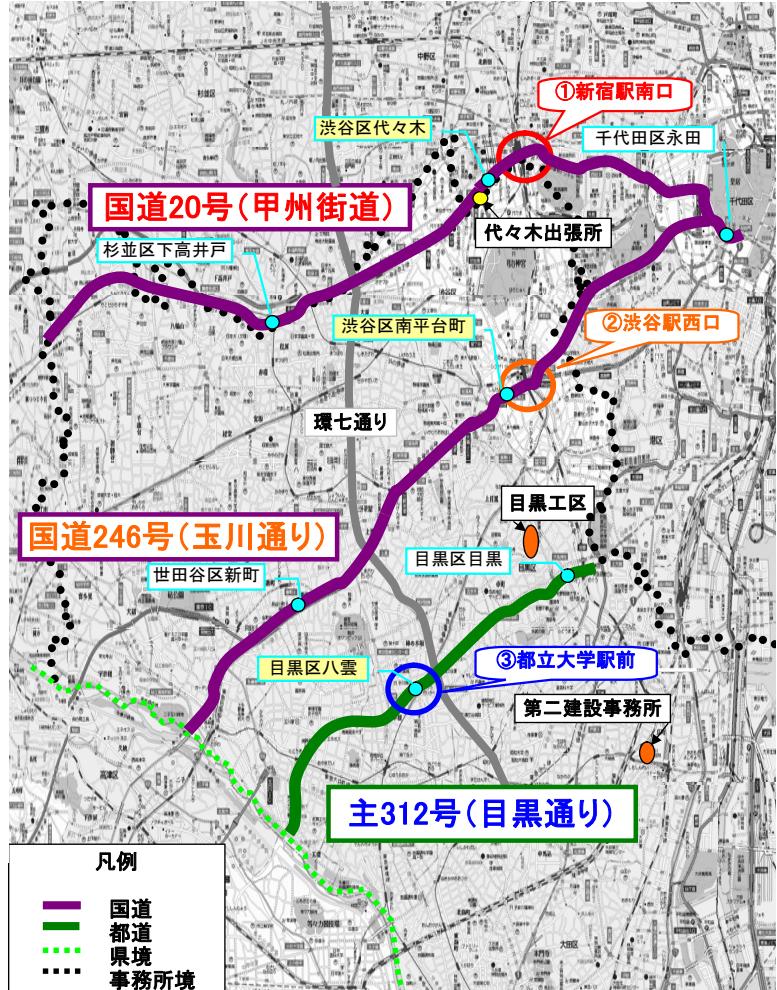
○ その他清掃

管理者	路線名	区間	延長	幅員	工種	H19 実施延べ延長	H19 事業費	管理延長あたりの事業費
国	国道20号	千代田区霞が関～世田谷区給田	16.6km	22～70m	ポイント清掃 歩道清掃 国道20号新宿駅周辺 国道246号渋谷駅周辺 落葉対策 雑作業 歩道のガム取り 標識等の落書き消し 植込みからのゴミの搔きだし 中央分離帯の清掃 等 処分費	ポイント清掃 歩道清掃 75回 落葉対策 20回	ポイント清掃 20, 425, 673 円 雑作業 19, 426, 891 円 処分費 5, 666, 834 円	1, 454, 294 円/km
	国道246号	千代田区永田町～世田谷区玉川	14.7km	24～70m				
	計		31.3km				45, 519, 398 円	
都	主312号(目黒通り)	目黒区下目黒～世田谷区玉堤	9.2km	18～31m	単価契約 道路維持 橋梁維持 横断歩道橋清掃 並木ます清掃(ゴミ拾い) 植樹帯清掃 植樹帯除草清掃 落葉掃き	2日	850, 050 円 1, 045, 612 円 5, 214, 528 円	772, 847 円/km
	計		9.2km				7, 110, 190 円	

○ 道路清掃計

国	国道20号・246号	31.3km		125, 211, 693 円	4, 000, 374 円/km
都	主312号	9.2km		28, 367, 860 円	3, 083, 463 円/km

国道と都道の比較検討対象路線



① 国道20号(甲州街道) 新宿区西新宿一丁目(JR新宿駅南口) ミロードデッキより撮影



② 国道246号(玉川通り)渋谷区道玄坂一丁目(JR渋谷駅西口) 渋谷駅西口歩道橋より撮影



③ 主312号(目黒通り)目黒区八雲一丁目(東急都立大学駅前) 中根歩道橋より撮影



路線名	比較区間(起点～終点)	延長	道路交通センサス(平成17年度)			
			観測地点	車線数	12h交通量	大型車混入率
国道20号(甲州街道)	千代田区霞が関～世田谷区給田	16. 6km	千代田区永田町	8車線	44,014台	13.8%
			渋谷区代々木	8車線	34,127台	12.2%
			杉並区下高井戸	8車線	44,623台	13.8%
国道246号(玉川通り)	千代田区永田町～世田谷区玉川	14. 7km	渋谷区南平台町	8車線	37,750台	13.4%
			世田谷区新町	6車線	26,879台	19.9%
主312号(目黒通り)	目黒区下目黒～世田谷区玉堤	9. 2km	目黒区目黒	4車線	32,235台	11.4%
			目黒区八雲	6車線	33,570台	13.1%

第一次分権

三位一体の改革

平成9年7月8日 地方分権推進委員会(以下「分権委」という。)「第2次勧告」

- 「第4章 国庫補助負担金の整理合理化と地方税財源の充実確保」
- ・国と地方の財政関係の基本的な見直しの方向と国と地方の経費負担のあり方
 - ・国庫補助負担金の整理合理化
 - ・存続する国庫補助負担金に係る運用・関与の改革
 - ・個別の国庫補助負担金の整理合理化及び運用・関与の改革等
 - ・地方税財源の充実確保

平成10年5月29日 「地方分権推進計画」閣議決定

平成10年11月19日 分権委「第5次勧告」「第1章 公共事業のあり方の見直し」等

平成11年3月26日 「第2次地方分権推進計画」閣議決定

平成12年8月8日 分権委「意見」

平成13年6月14日 分権委「最終報告」：「未完の分権改革」の残された課題として、「地方税財源の充実確保方策」とこれを実現するために必要な関連諸方策を示す。

先の第2次勧告以降の種々の状況の変化を踏まえ、第2次勧告のときとはアプローチの仕方を変え、今回は国庫補助負担金の廃止・削減という切り口からではなく、国と地方の税源配分のあり方の改革とこれに伴う国庫補助負担金・地方交付税のあり方の改革という切り口から地方税財源の充実確保方策について再検討

- 「第3章 第2次分権改革の始動に向けて」
- ・地方税財源充実確保の基本的視点
 - ・地方税源の充実策
 - ・地方税源充実に伴い発生する偏在問題
 - ・地方税源充実に対応する国庫補助負担金、地方交付税等の改革

平成14年6月25日 基本方針2002 ・「国庫補助負担金、交付税、税源移譲を含む税源配分のあり方を三位一体で検討し、それらの望ましい姿とそこへ至る具体的な改革工程を含む改革案を、今後一年以内を目途にとりまとめる。」

平成15年6月6日 地方分権改革推進会議「三位一体の改革についての意見」

- ・国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含む税源配分の見直し、地方債等について意見

平成15年6月27日 基本方針2003

- ・「国庫補助負担金については、広範な検討を更に進め、概ね4兆円程度を目指して廃止・縮減等の改革を行う。」
- ・「地方交付税の財源保障機能については、その全般を見直し、「改革と展望」の期間中に縮小していく。他方、必要な行政水準について国民的合意を図りつつ地域間の財政力格差を調整することはなお必要である。」
- ・「『改革と展望』の期間中に、廃止する国庫補助負担金の対象事業の中で引き続き地方が主体となって実施するものについては、税源移譲する。その際、税源移譲は基幹税の充実を基本に行う。税源移譲に当たっては、個別事業の見直し・精査を行い、補助金の性格等を勘案しつつ8割程度を目安として移譲し、義務的な事業については徹底的な効率化を図った上でその所要の全額を移譲する。」

平成15年12月19日 政府・与党合意（16年度分）

平成16年6月4日 基本方針2004 「税源移譲は概ね3兆円規模を目指す」として移譲規模を明示

平成16年6月9日 政府から地方六団体に対して国庫補助負担金の改革の具体案の作成を依頼

平成16年8月24日 地方六団体が「国庫補助負担金等に関する改革案」を総理に提出

平成16年11月26日 政府・与党合意（17年度分、18年度分）

- ・「国庫補助負担金改革については、平成17年度及び平成18年度予算において、3兆円程度の廃止・縮減等の改革を行う。」等

平成17年7月19日 地方六団体「国庫補助負担金等に関する改革案（2）」

平成17年11月30日 政府・与党合意（全体）

「三位一体の改革」の成果 (H16～H18)

国庫補助負担金改革	約 4.7兆円
税 源 移 譲	約 3兆円
地方交付税改革 (地方交付税及び臨時財政対策債)	約△ 5.1兆円

平成18年7月3日 21世紀ビジョン懇談会報告 「新分権一括法案について、…3年内に提出すべきである。」

平成18年11月30日 新地方分権構想検討委員会最終報告

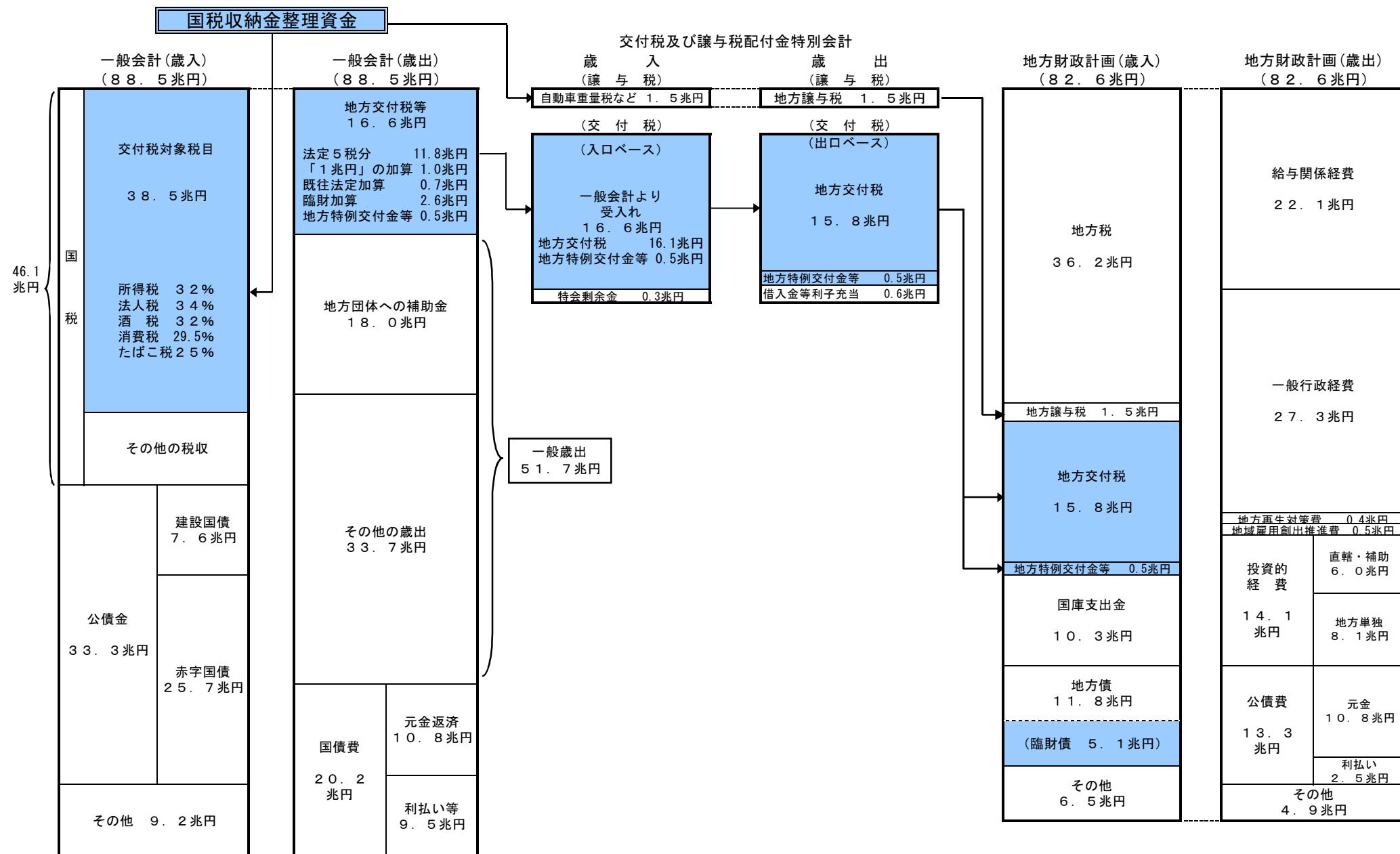
平成19年4月1日 地方分権改革推進委員会スタート

〈参考〉地方分権改革推進法(平成18年法律第111号)(抄)
(財政上の措置の在り方の検討)

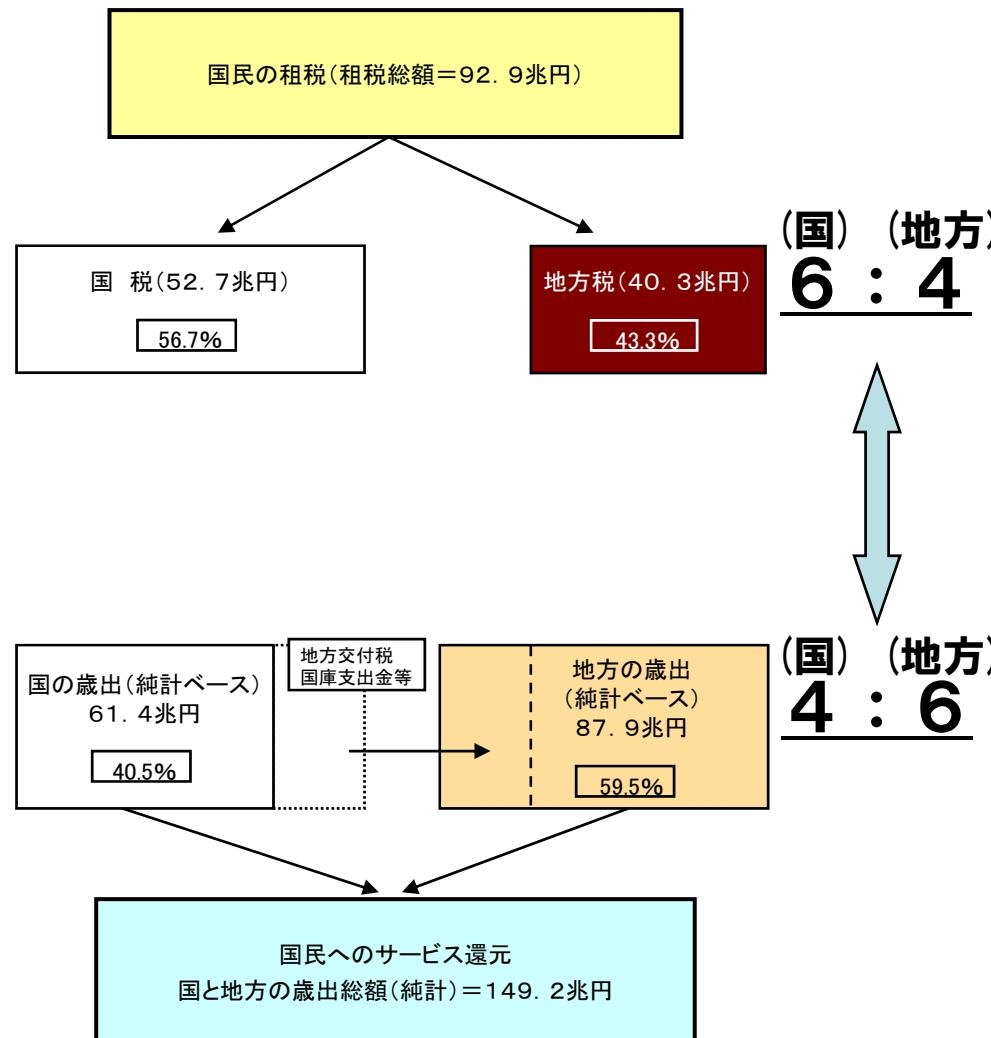
第六条 国は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保等の観点から、前条（注：第5条（地方分権改革の推進に関する国の施策））第一項に規定する措置に応じ、地方公共団体に対する国の負担金、補助金等の支出金、地方交付税、国と地方公共団体の税源配分等の財政上の措置の在り方について検討を行うものとする。

この間、大臣を含む関係省庁間、政府・与党間、国と地方の間で膨大な調整

◎国の予算と地方財政計画との関係（平成21年度当初）



国・地方の税源配分について(平成19年度)



(注)現在精査中であり、異動する場合がある。

◎税源配分の推移

年 度	租税総額	国 税	地 方 税
H17	87.1兆円	52.3兆円 [60.0%]	34.8兆円 [40.0%]
H18	90.6兆円	54.1兆円 [59.7%]	36.5兆円 [40.3%]
H19	92.9兆円	52.7兆円 [56.7%]	40.3兆円 [43.3%]
H20見込	87.4兆円	48.0兆円 [54.9%]	39.4兆円 [45.1%]
H21計画	84.5兆円	46.9兆円 [55.5%]	37.6兆円 [44.5%]

◎地方歳入に占める地方税収入の割合

(単位:億円)

地 方 税	地方譲与税 地方特例交付金 地方交付税	国庫支出金	地方債	その他の
402,668 (44.2%)	162,293 (17.8%)	102,541 (11.2%)	95,844 (10.5%)	148,467 (16.3%)
地方歳入 91兆1,814億円				

(注1)国庫支出金には、交通安全対策特別交付金を含めず、国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む。

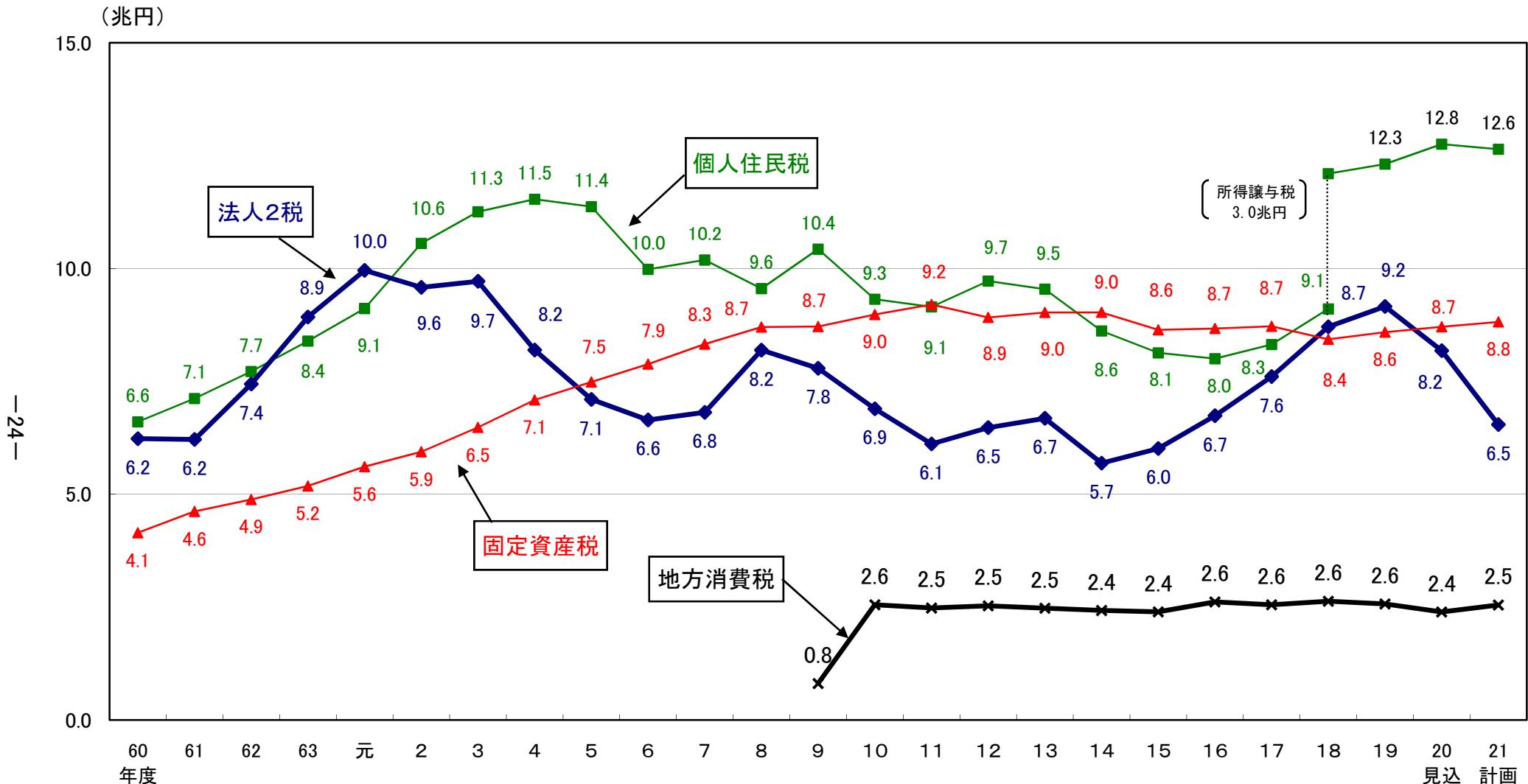
(注2)四捨五入の関係で一致しない箇所がある。

国・地方の税財源配分の推移

年 度	租税総額の割合(%)		移転後実質的割合(%)	
	国税	地方税	国	地方
1954 (S29)	71.8	28.2	60.4	39.6
1969 (S44)	67.6	32.4	51.5	48.5
1989 (H元)	64.2	35.8	45.8	54.2
2009 (H21)	55.5	44.5	40.8	59.2

(注)「移転後の実質割合」は、地方交付税(法定率分)及び譲与税の移転後の税財源の割合。
なお、2009(H21)年度において、地方法人特別税は、地方税として整理している。

主要税目（地方税）の収支の推移（地方財政計画額ベース）



- （備考） 1 平成19年度までは決算額(超過課税分及び法定外税を除く地方財政計画額ベース)、20年度は決算見込額、21年度は地方財政計画額である。
 2 「個人住民税」は道府県民税(均等割、所得割、利子割、配当割及び株式等譲渡所得割)及び市町村民税(均等割、所得割)の合計である。
 3 「法人二税」は、道府県民税(法人均等割、法人税割)、市町村民税(法人均等割、法人税割)及び法人事業税(地方法人特別譲与税を含む)の合計である。
 4 「固定資産税」は、土地、家屋、償却資産の合計である。

課税自主権の活用

- 地方団体が課税自主権を活用しやすいよう、制度を見直し
→ 新たな行政ニーズに対応するための財源確保策として活用が進んでいる

(1) 法定外税

平成12年4月（分権一括法）

- * 法定外普通税の「許可制」を「同意を要する協議制」に緩和
- * 法定外目的税の創設

平成16年度改正

- * 既存の法定外税の変更（税率引下げ等）に係る国の関与を縮減

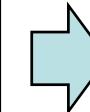
例) **産業廃棄物税**（三重県、岡山県など27道府県、北九州市）

（目的）産業廃棄物の排出抑制、リサイクル促進、適正処理の推進など
（課税対象）最終処分場等への産業廃棄物の搬入などについて、排出事業者等へ課税

法定外税の導入団体が増加

平成13年4月現在

14道県
4市町
(238億円)



平成21年1月現在

44都道府県
12市区町村
(425億円)

（団体数は延べ、税収はそれぞれ前年度の決算額）

(2) 超過課税

平成10年度改正

- * 市町村民税均等割・所得割について、制限税率を廃止

平成15年度改正

- * 法人事業税について、制限税率を緩和 [1.1倍→1.2倍]

平成16年度改正

- * 超過課税の制約の緩和（標準税率の定義の改正）
- * 固定資産税について、制限税率を廃止

個人住民税の超過課税が増加

平成13年4月現在

0県



平成20年4月現在

29県

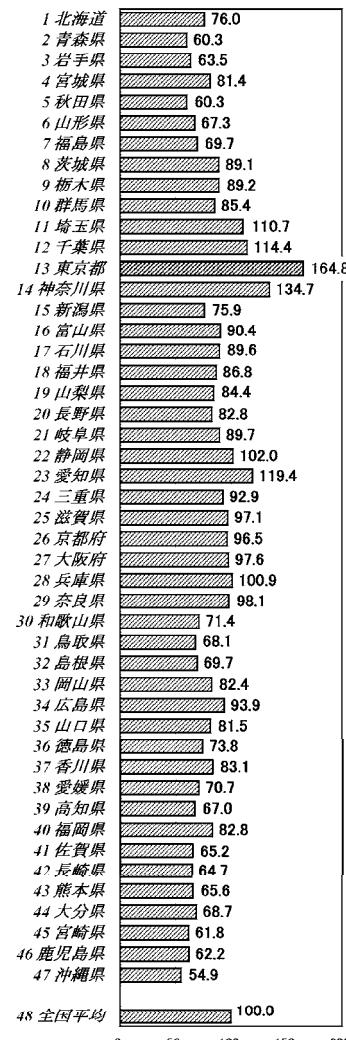
例) **個人住民税の超過課税**（高知県、岡山県など29県）

（目的）地球温暖化防止、水源涵養のための森林機能保全など
（課税対象）住民税均等割を標準税率の1.3～2.0倍で課税

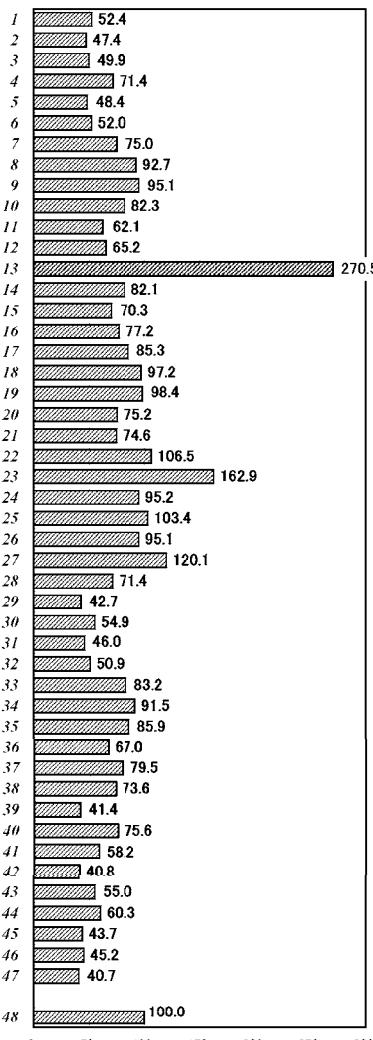
（参考）平成18年度税制改正においても、自動車税・
軽自動車税に係る制限税率を緩和[1.2倍→1.5倍]

地方税(2007年度決算)の人口1人当たり税収額の指標(全国平均を100とした場合)

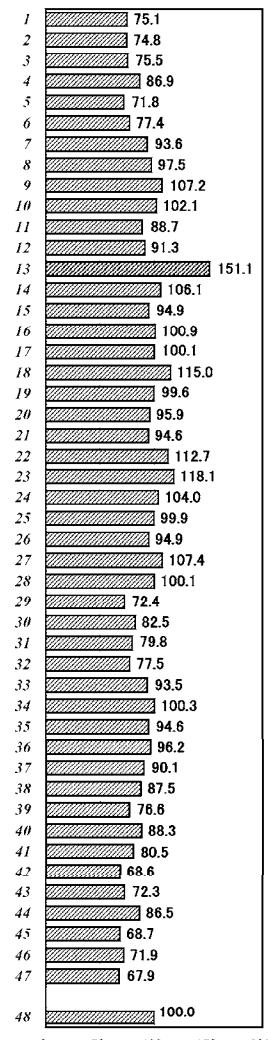
個人住民税



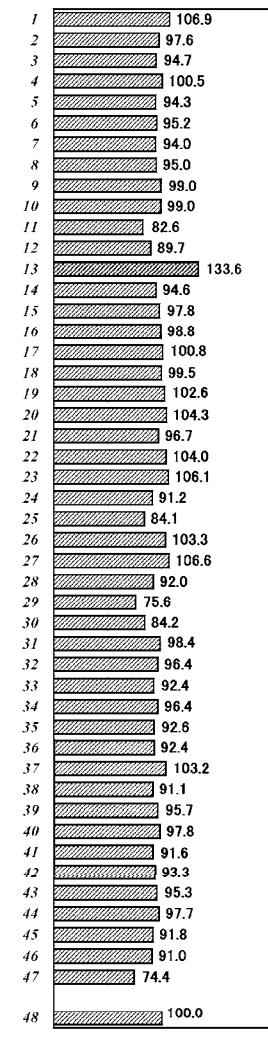
法人二税



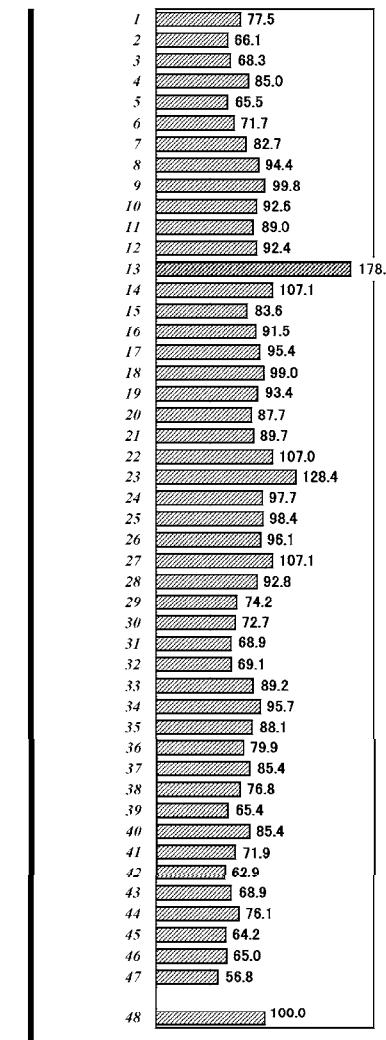
固定資産税



地方消費税(清算後)



地方税全体



最大/最小：3.0倍

07'決算 11.9兆円
(09'地財計画12.2兆円)

最大/最小：6.6倍

07'決算 9.2兆円
(09'地財計画5.7兆円)

最大/最小：2.2倍

07'決算 8.7兆円
(09'地財計画8.9兆円)

最大/最小：1.8倍

07'決算 2.6兆円
(09'地財計画2.5兆円)

最大/最小：3.1倍

07'決算 3.9兆円
(09'地財計画 37.0兆円)

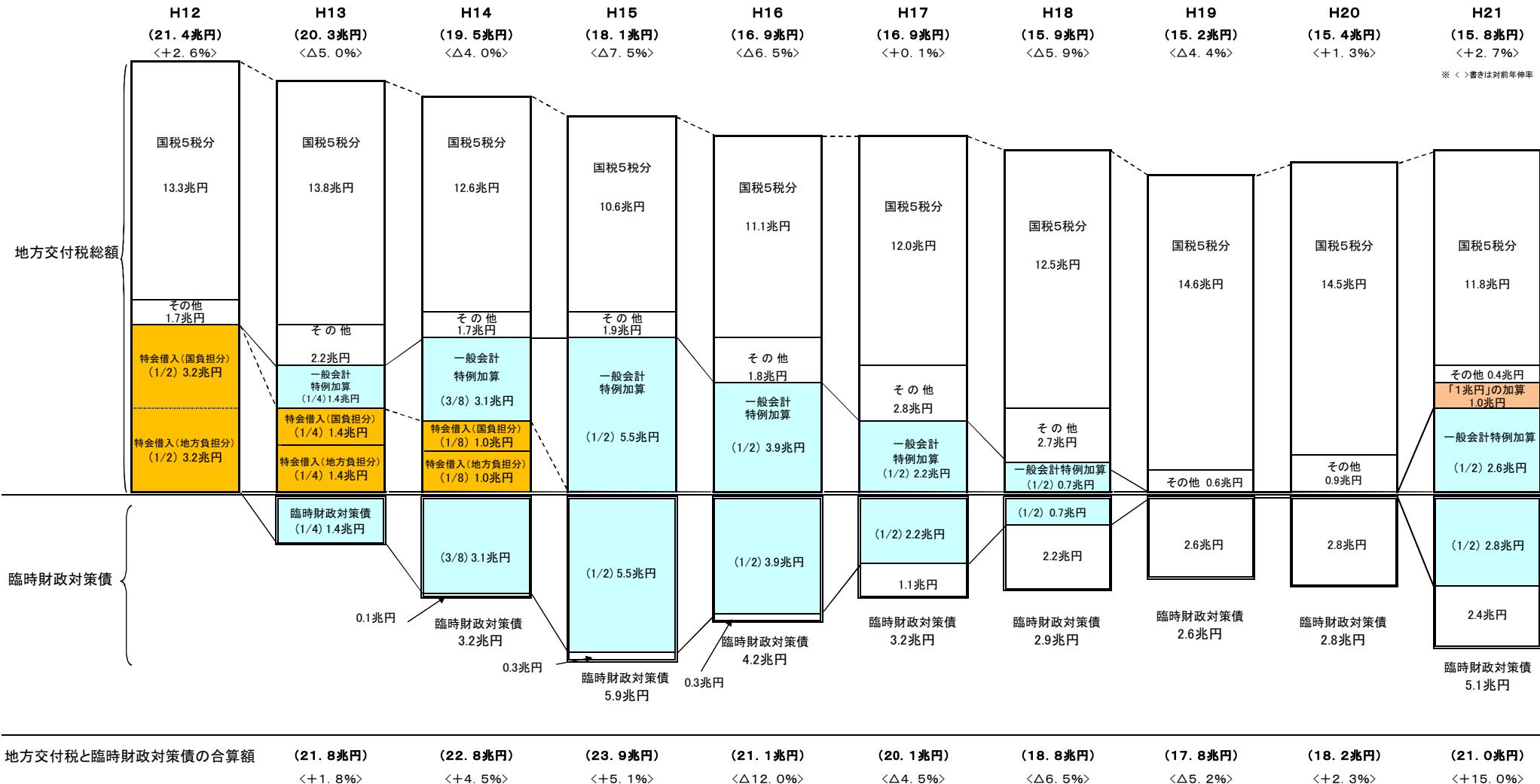
(注1)「09'地財計画 37.0兆円」には、地方法人特別譲与税0.8兆円を含む。

(注2)個人住民税の税収額は、均等割及び所得割の合計額である。また、固定資産税の税収額には、道府県分を含む。

(注3)人口については、2008(平成20)年3月31日現在の住民基本台帳人口による。

(備考) 2007(平成19)年度決算額(超過課税を除く)により作成。

地方交付税等総額(当初)の推移(H12~H21)



※表示未満四捨五入の関係で、積み上げと合計が一致しない箇所がある。

計数整理中

地方向け補助金等の全体像（21年度予算）

<平成11年度>

19.6兆円

社会保障

9.0
(46%)

文教・科学振興

3.4
(17%)

公共事業

6.0
(31%)

その他
1.2
(6%)

<平成21年度>

19.5兆円

〔一般会計 18.0兆円
特別会計 1.5兆円〕

社会保障

12.9
(66%)

児童手当 0.4

障害者自立支援 0.7

児童扶養手当等 0.7

文教・ 科学振興

2.0
(10%)

公共事業

3.8
(20%)

その他

0.8
(4%)

高齢者医療

4.3

市町村国保

2.2

生活保護

2.1

介護保険

1.9

義務教育

1.6

(参考) 「その他」に属する主な補助金等

- 電源立地地域対策交付金 1,193億円
- 交通安全対策特別交付金 784億円
- 衆議院議員総選挙執行委託費 622億円
- ほか

地方公共団体の財政の健全化に関する法律について

(指標の公表は平成19年度決算から、財政健全化計画の策定の義務付け等は平成20年度決算から適用)

新しい法制

(健全財政)

現行制度

(財政悪化)

健全段階

○指標の整備と情報開示の徹底

- ・フロー指標：実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率
- ・ストック指標：将来負担比率＝公社・三セク等を含めた実質的負債による指標
→監査委員の審査に付し議会に報告し公表

財政の早期健全化

○自主的な改善努力による財政健全化

- ・財政健全化計画の策定（議会の議決）、外部監査の要求の義務付け
- ・実施状況を毎年度議会に報告し公表
- ・早期健全化が著しく困難と認められるときは、総務大臣又は知事が必要な勧告

財政の再生

○国等の関与による確実な再生

- ・財政再生計画の策定（議会の議決）、外部監査の要求の義務付け
- ・財政再生計画は、総務大臣に協議し、同意を求めることができる
 - 【同意無】
・災害復旧事業等を除き、地方債の起債を制限
 - 【同意有】
・収支不足額を振り替えるため、償還年限が計画期間内である地方債（再生振替特例債）の起債可
- ・財政運営が計画に適合しないと認められる場合等においては、予算の変更等を勧告

公営企業の経営の健全化

<現行制度の課題>

- ・分かりやすい財政情報の開示等が不十分
- ・再建団体の基準しかなく、早期是正機能がない
- ・普通会計を中心とした収支の指標のみで、ストック（負債等）の財政状況に課題があつても対象とならない
- ・公営企業にも早期是正機能がない等の課題

地方財政再建促進特別措置法

○赤字団体が申出により、財政再建計画を策定（総務大臣の同意が必要）

※赤字比率が5%以上の都道府県、20%以上の市町村は、法に基づく財政再建を行わなければ建設地方債を発行できない

○公営企業もこれに準じた再建制度（地方公営企業法）